

## 3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 中 嶋 登 君   | 10 〃  | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 11 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 5 〃   | 水 出 康 成 君 | 12 〃  | 大日向 進 也 君 |
| 6 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 13 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 耕作放棄地対策についてほか       | 星 哲 夫 議員   |
| (2) 子育て支援についてほか         | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) 防災計画についてほか          | 水 出 康 成 議員 |
| (4) 犯罪被害者支援の広報・啓発についてほか | 山 城 峻 一 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 質問者は、お手元に配付したとおり10名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

**8番（星君）** おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、元日に起きました能登半島地震では、犠牲になられた方にはお悔やみ申し上げるとともに、被災された全ての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1. 耕作放棄地の対策について。

近年、住宅地における耕作放棄地が散見され、雑草が生い茂るなど、生活環境の悪化が懸念されています。町内においても、生活環境の悪化は住宅地としての価値が下がり、このまま放置すれば坂城町のイメージの損失につながるおそれがあります。

生活環境の劣化とは、景観を損ねることによる町のイメージダウン、雑草や害虫の発生による住民の健康被害や衛生面への悪影響、野生動物による耕作物の被害や人身被害につながる可能性、水路の維持管理ができていないことによる水害懸念、廃棄物の不法投棄の温床の可能性

なども考えられます。

これらの問題は、住民の快適な生活を脅かすだけでなく、放棄地を含む当該住宅エリアは住宅として不適格と判断され、坂城町のイメージを損ね、人口流出も懸念されると思います。

そこで、イとして、住宅地周辺の耕作放棄地の状況について。

町は住宅地周辺の耕作放棄地の状況などをどのように把握しているか、また、この状況をどのように認識しているか、面積、分布状況などを含めてお聞きします。

ロとして、町の対応について。

町民から耕作放棄地の雑草などをどうにかしてほしいと苦情や要望を受けたとき、耕作放棄地の所有者、県外者に対し、町ではどのような対応しているかをお聞きします。

ハとして、今後の取り組みについて。

今後、耕作放棄地の対策にどのように取り組んでいくかをお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、星議員さんから耕作放棄地についてのご質問をいただきました。イの住宅地周辺の耕作放棄地の状況はから、ロ、ハ、順次お答えいたします。

さて、耕作放棄地というのは、過去1年以上耕作がされておらず、また、この数年の間に再び耕作をする意思のない土地と定義されておりまして、5年に一度調査が行われる農林業センサスにおける統計上の用語となっております。

このような耕作をされていない農地の把握やその発生防止を目的に、農業委員会では、毎年8月に、住宅地周辺を含む町内全域の農地を対象に農地パトロールを行っており、農地の現況を一筆ごと、目視による確認をすることで、荒廃状況などの把握に努めているところでございます。

また、年1回の農地パトロールに加えて、農業委員会では、担い手への農地の集積や遊休農地の解消・発生防止のため、農地の最適化活動を行っており、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の見回りや農業者からの相談等による意向の確認など、ふだんの活動においても農地の利用状況の把握に努めているところであります。

当町の農業上の土地利用につきましては、千曲川沿いの平たん部に広がる水田地帯と、平たん部の外縁から山間にかけての中山間地域における畑作・樹園地帯とに大きく分けられ、中山間地域では、急傾斜地など不利な営農条件の農地において荒廃化が多く見られ、山林原野化が進んでおり、また、近年は、平たん部や住宅地周辺においても耕作放棄地が発生している状況が見られます。

また、町内の荒廃農地等の面積につきましては、令和5年度に実施した農地パトロールの調査結果は現在取りまとめ中であるため、令和4年度の調査結果で申し上げますと、町内の調査対象となる農地の面積770.9ヘクタールのうち、草刈りや基盤整備事業等により再生利用が可能となる農地が21.4ヘクタール、荒廃が進み山林原野化するなど、農地としての再生

利用が困難な農地が210ヘクタールでありました。

耕作放棄地発生主な要因といたしましては、農業者の高齢化や担い手不足が考えられ、そのほかには、農産物の価格低迷や農業資材費の高騰など、農業経営条件の悪化も要因として考えられます。

また、今後も高齢化が進むことによる後継者不足や農業に携わったことのない土地所有者、土地持ち非農家が増加することが予想されることから、耕作放棄地につきましても増加することが懸念され、このような農地が荒れてしまう前に、早い段階で農地の状況を把握し、新たな担い手へと農地をつないでいくことが重要であると考えております。

次に、町民から耕作放棄地についての苦情・要望を受けた際、所有者に対してどのように対応しているのかとのご質問ですが、耕作放棄地は、病虫害の発生や雑草の繁茂、鳥獣の住みかとなるなど、周辺地域の営農環境や生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、不法投棄の誘発や火災発生の原因となるなど、災害等のリスクの増加も懸念されることから、その適正な管理が求められるところであります。

農地の権利を有する者の責務につきまして、農地法第2条の2において「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と規定されており、農地の適正な管理は、その所有者などがするものとされております。

そのため、町では荒れている農地について町民からの苦情や相談を受けた際には、現地を確認した上で、農地の所有者に対し通知をし、農地の適正な管理についてお願いをしております。

また、所有者が高齢であったり町外に住んでおられるなど、ご自身での管理が難しいと思われる方へは、シルバー人材センターや民間業者などへ草刈りの作業を委託できることも併せてお知らせし、その管理をお願いしているところでもあります。

続いて、今後の耕作放棄地への取り組みについてのご質問ですが、農地は一度荒れてしまうと、農地として再生するのに費用も労力もかかるため、早い段階において荒廃地を防止することが最も重要であると考えております。

農業委員会で実施している農地パトロールの結果に基づき、新たに発生した遊休農地については、所有者に対して今後の農地の利活用について意向調査を行うとともに、日頃から農業委員等による農地の見回りや声かけなどを行うことで、農地の状況の把握に努めております。

その中で、今後、遊休化が見込まれる農地については、経営規模の拡大を考えている農業者や新規就農者へと紹介ができるよう、農地バンクへの登録を進めるなど、早い段階で新たな担い手へとつなげられるように取り組んでおります。

また、水路や農道などの保全・管理などに対して補助する多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみの保全活動も、遊休農地の発生防止に役立ってお

り、地域の皆様が一体となった農地保全の取組について、引き続き支援をしております。

高齢化が進み、農業者が減少している中で、今ある農地を守っていくためには、新たな担い手の確保・育成も重要であり、県やJAとも連携する中で、相談会を実施したり、各種補助制度や研修制度のご案内をするなど、新規就農者の確保に努めるとともに、農地の確保に当たっては、農地バンクへ登録のあった農地をあっせんするほか、荒廃農地を活用して農地再生などの経費を一部助成する荒廃農地等再生利用補助事業の活用をご案内するなど、農地の有効利用と荒廃農地の解消を推進しております。

**8番（星君）** ご答弁をありがとうございました。坂城町の美しい景観と住みやすい環境を守り、未来へとつなげていけることを期待して、次の質問に移ります。

2. 空家対策について。

能登半島地震では多くの方々が犠牲となり、甚大な被害が発生しました。家屋の倒壊や火災延焼による被害は特に深刻であり、私たちも大きな教訓としていかなければなりません。坂城町においても老朽化した空家が増加しており、地震による倒壊や火災・延焼の危険性が懸念されています。町における老朽化した空家問題の取組は、町民の安全と安心を守るため不可欠です。

そこで、イとして、老朽化した空家に対する町の認識について。

一つ目として、町では老朽化した空家の倒壊や火災へのリスクなどをどのように認識しているか。

二つ目として、町で進めている空家対策についてお聞きします。

ロとして、今後の取り組みについて。

空家解体費用の一部助成は、北安曇郡松川村が実施しております。また、東御市は空家を除去後、3年間の固定資産税の減免を実施しております。解体したくても費用の負担が重いこと、税が大きくはね上がることから、解体したくても解体に踏み切れない事情が多いとされています。町内の災害発生リスクを軽減するために、空家の取壊しの費用の町一部負担や、解体整地後の固定資産税軽減の制度を検討できないかお聞きします。

**住民環境課長（山下君）** 2. 空家対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの老朽化した空家に対する町の認識はとして、空家の倒壊や火災へのリスクへの認識についてのご質問ですが、町におきましては、令和4年度の統計調査によりますと、家屋の数については5,452棟あり、そのうち、空家の数につきましては、町の調査において298棟を把握しております。

空家においては、空家等対策会議において、外観から倒壊の危険性や壁・屋根等の破損、草木の繁茂、ごみの放置等の状況を確認し、倒壊等の危険性、衛生上の有害、景観を損なっている、防犯面などで放置が不適切の項目により、適切な管理がされている空家等193件と、適

切な管理がされていない空家等 99 件、準特定空家 3 件、特定空家 3 件と判定されております。

適切な管理がされている空家等 193 件につきましては、所有者または管理者が管理を行っており、常に人の手が入っていることで倒壊や火災などの心配は少ないと認識している一方で、適切な管理がされていない空家等 99 件と準特定空家 3 件、特定空家 3 件につきましては、全てが倒壊の危険性が高いものではありませんが、管理が行き届かない空家は、基礎や柱、壁、天井などの強度が弱まり、大きな地震の際に倒壊するおそれもあると考えるところであります。

また、空家は倒壊により避難路が塞がれ避難に支障を来すことや、火災が発生した場合の延焼につながるおそれもありますので、そのような空家に対しては、所有者等に状況を十分理解していただき、適切な管理を行うよう注意を促しているところでございます。

同時に、空家は私有財産のため、倒壊した場合、原則として所有者の責任により解体・撤去を行うこととなることもご理解いただけるよう、注意を促しているところでございます。

仮に災害が発生し、空家の被害が甚大である場合におきましては、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止につながることによる迅速な復旧を図るための措置として、解体・撤去が国の災害等廃棄物処理事業の補助対象となり、公費解体を行うことができる場合もありますが、その場合にも私有財産の撤去・解体となりますので、慎重に判断しなければなりません。

こうしたことから、空家の倒壊のリスクは、空家の管理者または所有者の責務となることを、所有者等に十分認識していただくよう、周知してまいりたいと考えております。

次に、町で進めている空家対策についてお答えします。

空家につきましては、関係課とも連携する中で、所有者、管理者、相続人の方を特定し、該当する方に適切な管理をしていただくよう、ご連絡しているところでございます。

空家の所有者や管理者の方には、空家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚により適切な管理が促進されること、空家の流通促進や将来の空家発生を抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、空家対策住民啓発講座・相談会を開催しているほか、司法書士や宅地建物取引士を講師に迎え、空家にすることのリスクなどを知っていただくセミナーを開催しているところでございます。

また、空家の利活用をテーマとして、宅地建物取引士、建築士、町空き家バンク担当者が相談をお受けする個別相談会の開催や、賃貸や売却を希望する空き家所有者の方には、町ホームページ等を活用し、空家の利用を希望する方への情報提供を行う空き家バンク制度、町内にある空家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクの登録物件を対象に、住宅内にある家財道具等の片づけや、住宅の改修工事に対して補助を行う制度を設けているところであります。

そのほか、町内への移住・定住の促進につなげるための移住体験ハウスへの空家の利活用についてなども検討しているところでございます。

続いて、ロ、今後の取り組みについてお答えします。

空家の解消につきましては、短期間で解決するものではありませんので、今後におきましても、今申し上げましたような様々な対策を継続して実施してまいりたいと考えております。

また、固定資産税の納税通知書をお送りする際に、空家についてお困り事はないかといったチラシを同封し、空き家バンクの制度についても併せて同封して周知を図っております。

町内の災害発生リスクを軽減するために、空家取壊し費用の町の一部負担や、整地後の固定資産税の軽減措置を検討できないかのご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、空家は私有財産のため、解体・撤去を含む管理につきましては、原則として所有者等の責任となることから、費用についても責任者等が負担するものと考えます。

また、家屋におきましては、住家、空家にかかわらず、解体・撤去の生じる場合がございますので、家屋を管理する所有者等の公平性といった点からも、空家取壊し費用の町一部負担については、慎重に判断するべきものと考えるところであります。

整地後の固定資産税の軽減措置につきましては、住宅用地の固定資産税は、住民の日常生活に必要と認められる住宅用地の税負担を軽減するという住宅政策上の見地から、住宅用地の課税標準額は、200平方メートル以下の部分について6分の1、200平方メートルを超える部分について3分の1の額とする特例が設けられております。

住宅を除却し更地とした場合は、固定資産税の本特例が適用されなくなり、税額が特例前の額となることから、空家の除却が進まない要因の一つとされているところであります。

しかしながら、空家対策につきましては、まずは所有者が適正な管理を行うことが重要であり、ご質問の空家取壊し費用の町の一部負担や、整地後の固定資産税の軽減措置につきましては、町としましては、他自治体の事例等を参考に研究してまいりますが、家屋を管理する所有者等の公平性と、他の更地との税負担の公平性の観点から、慎重な対応が必要であると捉えているところであります。

**8番（星君）** それでは、再質問をさせていただきます。今の件について、町長の考えはいかなもののでしょうか。答弁をお願いいたします。

**議長（滝沢君）** 何の件でしょうか。

**8番（星君）** この一部負担ですね。軽減とか、そういうことについて。

**町長（山村君）** 先ほど、松川村の例などもお話いただきましたけれども、今、担当課長が申し上げましたように、これは重要な問題でありますので、いろいろほかの事例なんかも参考に、もう少し慎重に検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**8番（星君）** 今、町長から前向きに検討していただけるということですので、よろしく申し上げます。ご答弁ありがとうございました。安心・安全なまちづくりが進むことを期待し、最後の質問に移ります。

### 3. ゴミの出し方について。

近年、坂城町では、アパートなどに居住する外国人住民が増加しており、その一方で、ごみ出しルールが守られないケースが散見されています。この問題は自治区にとっても大きな負担となっており、解決に向けた取組が必要と考えられます。

そこで、イとして、ごみ出しルールの遵守状況について、3点お伺いします。

一つ目として、町全体の現状はどのように把握されているか。

二つ目として、アパートなどに入居する外国人のごみ出しルールの遵守状況について、現状認識はどのようにされているか。

三つ目として、外国人へのごみ出しルールの説明の実施状況についてお聞きします。

ロとして、自治区との連携はとして、外国人住民のごみ出し問題は課題となっている地区もあると思います。そうした場合、ごみ出し、分別でトラブルになった際には、まず区で対応することになりますので、区に対しても外国人向けのごみ出しルールのパンフレットを配布することができないかについてお聞きします。

#### 住民環境課長（山下君） 3. ゴミの出し方についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イのごみ出しルールの遵守状況はとのご質問ですが、ごみ出しのルールにつきましては、主に必ず町指定の可燃物専用袋に入れること、プラスチック製容器包装、紙類・布類など、資源物は分別すること、町の収集計画に従って出すことなどがございます。

一つ目として、町全体の状況をどのように把握されているかとのご質問ですが、可燃物や不燃物などの収集所は、各地区において管理していただいております、各地区の環境衛生委員さんや地区役員さんにより、地域の皆様にご周知いただいているところでございます。

各収集所において、ごみ出しのルールが守られずに出されたごみは、収集業者が回収して行きませんので、収集所に残され、環境衛生委員さんや地区役員さんでは対応できない場合については、担当の係に連絡をいただきますので、対処方法について、一緒に考え、対応しているところでございますが、現在のところ各地区からそのようなご連絡はあまりなく、どの地区においても、ごみ出しのルールはおおむね遵守されていると考えているところでございます。

時折、特に転入の多い4月には、転入した方が十分に把握しておらず、ごみ出しのルールが徹底されていない場合がございますが、その都度、環境衛生委員さんや地区役員さんにお話をさせていただき、ルールを徹底していただいているところでございます。

次に、アパートに入居している外国人のごみ出しルール遵守状況について、現状認識はどのようにされているかとのご質問ですが、アパートに入居している方につきましても、そのアパートの属する地区の収集所へごみを出されていることから、先ほど申しあげました収集所の管理の中で把握されており、ごみ出しのルールが徹底されていない場合におきましても、環境衛生委員さんや地区役員さんにご対応いただいているところであり、アパートに入居して

いる外国人のごみ出しのルールについても、おおむね遵守されているところと認識しております。

次に、外国人へのごみ出しルール説明の実施状況につきましては、当町は企業にお勤めの外国人の方が多く、町への転入転出も多い状況にございますが、町内へ転入されてきた方には、住民係の窓口にて転入手続に併せ、ごみの出し方のルールやごみの出し方のパンフレット、ごみ収集計画表をお渡ししながら、説明をしているところでございます。

その際に、日本語で作成されたパンフレット、ごみ収集計画表では外国の方にはご理解が難しいため、パンフレット、ごみ収集計画表につきましては、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タイ語の5種類を作成しており、転入された方が理解できる言語のものをお渡ししているところでございます。

また、ごみ収集所の場所についても、お住まいの地域によって異なっておりますので、住宅地図で場所をご案内し、可燃ごみ・不燃ごみの収集場所、資源物の収集場所などをお示ししております。

こちらからご説明する際は日本語でお話ししているところですが、転入の手続の際には通訳できる方が同行されていらっしゃる人が多いことから、その方を介して説明を差し上げているところでございます。

続いて、口の自治区との連携はについてお答えします。

各地区で管理されているごみ収集所につきましては、ご要望に応じ、ごみ出しのルールの貼り紙を外国語で表記したものをお渡しし、収集所に掲示していただいているところであります。

外国人が出されたごみで、ごみ出しのルールが守られておらず収集がされないものについては、該当地区からお話ができれば確認し、ごみを出した方が特定できる場合には、分別についてご説明に伺うなど、各地区と連携して取り組んでいるところであります。

外国人向けのごみ出しルールのパンフレットにつきましては、先ほど申し上げた5か国語に対応したものがございますので、転入の際には、窓口にてお渡しするか、各地区の方々が直接アパートに説明に伺うなどの対応もしていただいております。

また、収集所につきましては、各地区に管理をお願いしているところであり、管理上収集所の建て替えや修繕が必要な場合には、整備費用の一部を町で補助しているところでもあります。

当町におけるごみの出し方のルールにつきましては、各地区の環境衛生委員さんや役員さんのご尽力により徹底されているところでございますので、今後も各地区と連携する中で、町といたしましても、転入の際には、窓口での丁寧な説明に努めることや、ホームページや広報にごみの出し方とルールなどを掲載し、周知してまいりたいと考えます。

**8番（星君）** ご答弁ありがとうございます。自治区、行政が連携し、情報の提供をし合い、理解を含めることで、より快適な住環境が実現することを期待して、私の一般質問を終わりと

します。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時30分～再開 午前10時40分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、9番 玉川清史君の質問を許します。

**9番（玉川君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきました。質問の前に、元日の能登半島地震で犠牲になられた方、被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、自分が所属します社文の常任委員会で、11月に視察でお世話になりました中能登町をはじめ、被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。

通告に従い、一般質問をします。子どもの医療費助成による子育て支援、犯罪被害者支援の体制、交差点の安全対策、学校での安全対策について質問をします。

最初の質問です。1. 子育て支援についてお聞きします。

イ. 18歳までの子どもの医療費の完全無料化を

当町では、福祉医療として、窓口でのレセプト代500円の支払いを除く18歳までの医療費の助成を行っています。県によると、今年1月時点で、全県では全体77自治体のうち75市町村が18歳まで、中野市と茅野市が中学卒業15歳までを対象として、窓口負担分に独自で助成しており、令和6年度からは茅野市も18歳までに拡大予定となっています。

県が助成しているのは、患者の窓口負担分のうち、一つの医療機関で支払う自己負担金、1レセプト当たり500円を除いた半額、残りの半額は市町村が助成しています。県の集計では、令和5年8月1日時点で、このレセプト代自己負担金について、20市町村が負担金なし、15の町村が300円、残り42市町村が坂城町のように500円としているということです。

自治体の財政状況によるところが大きいと思いますが、国や県がもっと支援を充実することで多くの自治体での実施や継続が可能になり、住んでいる場所による負担の差もなくなります。住民をはじめ、自治体も一緒になって国・県に働きかけていくことが大切ですし、大変な財政の中でも優先して独自支援をする自治体が増えることで、国・県を動かすことができるのではないかと考えています。

そこで、1、現行の福祉医療制度で助成する子どもの医療費の町の年間負担額は。

2、レセプト代500円を助成する場合に必要な町の負担額は。

3、さらなる子育て支援の充実を図るために、18歳までの子どもの医療費を完全無料化にするべきと考えるが、町の考えはどうかについて。

以上三つ、1回目の質問として子育て支援についてお聞きします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 1. 子育て支援について、イ. 18歳までの子どもの医療費の完全無料化をのご質問についてお答えいたします。

福祉医療制度は、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、子ども、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子を対象に、市町村が医療費の自己負担の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすい環境を整えているものであります。

また、この福祉医療制度につきましては各市町村が実施主体となり、町におきましては坂城町福祉医療費給付金条例に基づき実施するもので、ご質問の子どもの医療費については、これまでも拡充を図ってきたところでございます。

町では、安心して子育てをしていただける環境づくりを行うため、平成24年度に通院等外来診療について、従前の小学校就学前という対象を小学校6年生までに、平成27年度には小学校6年生から中学生まで拡大し、平成28年度にはさらに18歳に到達した年度末までの子どもを入院及び通院等外来診療の対象に拡大したほか、平成30年度からは県内の医療機関や調剤薬局において、受給者負担額の500円の支払いを除いては、窓口で医療費を支払わなくても済む現物給付化を導入し、子育て世帯の医療費等の負担軽減と利便性の向上につなげております。

県が行う医療費助成制度の内容につきましては、現在、入院については就学前から中学生まで、外来診療については就学前から小学校3年生まで医療費の2分の1に対する助成があり、令和6年度からは、外来診療が現行の小学校3年生から中学校3年生まで対象が拡大される予定になっております。

さて、ご質問のありました現行の福祉医療制度で町が助成する子どもの医療費に係る年間の負担額であります。令和5年度の実績をベースに算定しております令和6年度当初予算では、子ども福祉医療費として3,900万円、心身障がい者福祉医療費の子ども分として約200万円、母子・父子福祉医療費の子ども分として約300万円、合計で約4,400万円を見込んでおります。

続きまして、現在、家庭に診察の際負担いただく500円のレセプトであります。レセプトとは、医療機関が保険者に提出する月ごとの診療報酬明細書のことで、診察、治療、処方など医療行為の対価として医療機関に支払われる個々の技術・サービスを点数化したものになります。

令和6年度当初予算の算出基礎として見込んでいる福祉医療の子どもに係るレセプトの件数は約2万5,100件で、1レセプトの単価が500円でありますので、年間で約1,260万円の予算確保が必要になるものと考えております。

ご質問の18歳までの子ども医療費の完全無料化につきましては、今まで受給者負担の在り方等について、様々な議論や検討、意見等をいただいておりますが、福祉医療制度を将来にわたって持続的に行うため、医療機関を受診する皆様に負担いただくことも、一つの方法として踏まえつつ、検討してまいりたいと考えているところであります。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。国の動きなんですけど、昨年の6月に閣議決定されたことも未来戦略方針では、自治体が独自に行う子ども医療費・医療助成制度への国民健康保険の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティー、これの廃止が決定されました。当町でも相当額見込まれると思います。

先ほどもお話にありました、長野県では、24年度以降助成対象が拡大するということですが、これらが実現されれば、今まで町独自で助成していた予算をレセプト代、先ほどのお話では1,200万円超えるようですが、その助成に回すこと、こういうことも可能だと考えます。

まだ見込みの段階もありますが、答えにくいとは思いますが、町はそういったことが実現された場合にですね、町は子どもの医療費の完全無料化に向けて迅速に対応できるのか。これは、再質問として町長に伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、子どもの医療費につきましては、町では早い時期から独自の医療費給付として対象年齢を段階的に拡大し、子育て世帯に対し経済的負担の軽減を図ってまいりました。現在、保護者の方にご負担いただいているレセプト代、500円につきましては、制度を共に支えていただくという趣旨からもご理解をいただきたいと考えているところがあります。

受給者負担金の在り方につきましては、今後、県の施策についても確認を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 国への要望とともに、窓口完全無料化の実施をもう一度強く要望して、次の質問に移ります。

2. 犯罪被害者支援について、二つお聞きします。

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金として、具体的な支援事項が助成額、回数などとして明示されました。被害者の方も、評価できると喜んでいただいています。

この具体例について、イ、日常生活支援助成金について。

1、助成内容を検討する中で、当事者、被害者や支援者からの意見の聞き取りは行われたのか。

続いて、被害者や関係者の方のお話を伺う中で、1人で悩み続け、例えば固定資産税について、どうしようもなくなってから減免制度などの支援に行き着いたとお話を伺いました。また、最初の担当者の違いによっても情報に差を感じたともお聞きしています。

このような事例は少なくないということですので、支援内容の周知について、ロ、支援について。

1、警察の協力を得て、助成金の対象となる方に対して、できるだけ早く支援の内容を伝える体制を整えることが大切だと考えますが、支援内容の周知を町はどのように考えているで

しょうか。

2、今までの支援の経験を共有し、職員が被害者に寄り添った十分な説明ができるようなマニュアルの作成や研修会の開催などの考えはとして、以上、2. 犯罪被害者支援について、イとロとして三つ、1回目の質問として伺います。

**町長（山村君）** ただいま玉川議員さんから、2番目としまして、犯罪被害者支援について、イ、ロとご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

今いろいろお話がありましたけども、犯罪被害者等への支援につきましては、国による犯罪被害者等給付金制度と並んで、都道府県や市町村など、より身近な地方自治体による支援も大変重要なことと考えており、基本的な支援を行う第一歩は、それぞれの自治体が条例を整備することにあると考えております。

当町におきましても、従前、当時の千曲警察署長とも犯罪被害者の支援に関する条例について検討、相談を始めようとしていた矢先の令和2年5月に、大変痛ましい事件が発生いたしました。

町といたしましても、この事件を大変重く受け止め、令和2年9月に議会の皆さんにもご協力いただきまして、県内では初めての犯罪被害者等支援条例の制定を議会でお認めいただき、併せて、犯罪被害者等見舞金支給要綱を定め、犯罪被害に遭われた方やそのご家族などの支援を行っているところであります。

犯罪被害者等支援条例は、被害に遭われた方などが、再び平穏な日常生活を取り戻していただけるよう、二次被害への配慮と町や町民等の責務、相談や情報の提供、見舞金の支給、居住の安定などについて規定するとともに、犯罪被害者等への理解を深めるための広報や啓発を行うことなどを定めております。

県内での条例制定につきましては、令和4年4月、長野県において犯罪被害者等支援条例が制定されたことで、市町村にも徐々に広がり始め、昨年5月に中野市で発生した殺人事件以降、その動きはより活発になるとともに、最近では、被害からの早期回復や軽減を図るための支援として、日常生活を営む上で必要な民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成する市町村が増えている状況であります。

当町におきましても、4月から新たに日常生活支援を行えるよう、犯罪被害者等支援条例に、日常生活支援を明記した条項を追加するなどの改正案を本議会に上程させていただいているところであります。

日常生活支援の内容としましては、別途要綱を設ける中で、犯罪被害者及びその家族、遺族が日常生活を営む上で必要な民間または公共のサービスを利用した際、その費用の一部を助成するもので、1として家事、育児、介護、2として配食、食事ですね。3として一時保育、4として転居、5としてカウンセリング、6として報道対応、7として弁護士相談について、

支援をしてみたいと考えております。

さて、助成内容を検討する中で、当事者からの意見の聞き取りは行ったのかとのご質問であります。個人情報の観点から細かいお話はできませんが、犯罪被害者等との面談の際にご要望いただいた経過や、講演会などで当事者の方の思いをお聞きする中で、支援の必要性を認識し、既に日常生活支援を実施している他市町村の状況も参考にしながら、内容を検討してきたところであります。

続きまして、口の支援についてのご質問であります。まずはこうした支援制度があることを町民の皆様に知っていただけるよう、町ホームページや広報誌で新たな日常生活支援について掲載するとともに、公共施設等へのチラシの設置、人権に関わる研修会等でのチラシの配布など、機を捉えて、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

一方、犯罪被害に遭われた方に対して確実に支援が届くようにするには、最初に被害者等と接することが予想される警察との連携が大変重要であると考えているところであります。

犯罪被害者等への支援につきましては、千曲警察署や千曲市、坂城町、法テラス等で支援ネットワークを組織しており、千曲警察署はもとより、県警や法テラス、NPO法人長野県犯罪被害者支援センターなどにも制度についてお知らせし、犯罪被害者等への制度のご案内について協力をいただけるよう、依頼してまいりたいと考えております。

次に、職員向けのマニュアルの作成や研修会の開催についてのご質問にお答えします。

犯罪被害に遭われた方は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件後も様々な問題を抱えることになることから、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、気持ちに寄り添った適切かつ的確な対応が求められます。

町では、新たに実施を予定しております犯罪被害者等日常生活支援助成金制度に合わせ、職員の窓口等での対応マニュアルにつきましても、現在作成を進めているところであり、県などが作成した、犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」と併せて活用することで、犯罪被害に遭われた方に、適切で迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、職員の研修につきましては、県など関係機関で実施する各種研修会や勉強会などへの積極的な参加を促し、職員自身が犯罪被害者等への支援について理解を深めるよう取り組む中で、マニュアルの共有と浸透を図ってまいりたいと考えているところであります。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。被害者等、関係者からの聞き取りは行われたということで理解をしました。

二つ目のお答えの中で、マニュアルも検討されているということだったんですが、犯罪はいつ起きるか分からない。できるだけ早めのマニュアル作成が望まれると思うんですが、そのマニュアル完成の見込みについては、どのような予定でしょうか。お答えいただきたい。再質で

す。

**企画政策課長（伊達君）** マニュアルの作成についての再質問でございます。お答えをいたします。

先ほど町長からご答弁をいたしましたけれども、今回実施を予定している日常生活支援助成金制度に合わせてというお答えをさせていただきました。まさにそのとおりですね、できればその施行に合わせて、マニュアルのほうも作ってまいりたいと考えているところでございます。

**9番（玉川君）** 理解しました。条例制定時にも、随時改善をして使いやすいものにしていくとお話をいただいております。関係者からもご意見をいただいたということですが、やはり利用する当事者の要望、全国の情報関係者の皆さんに頼るところが大きいと思いますので、積極的に情報を集めていただきたいと思います。県で最初に条例制定した町です。引き続き制度の充実を関係者の皆さんとともに進めていってほしいと要望して、次の質問に移ります。

### 3. 道路の安全対策について

以前も質問しましたが、公安委員会と相談しながら対策をしていくとの答えでした。私たちが交通ルールに従っていれば、多くの事故は防げるはずですが、交差点での出会い頭事故は、双方に交差点であることを認識してもらい、ルールに従って一時停止や徐行をしてもらうことが基本だと考えます。

町内での最近の施工事例では、南条地区で一方向だけのカラー舗装が施工されましたが、交差点であることを優先道路の通行車両にもはっきりと示すほうがさらに効果的だと改めて感じました。

また反対に、月見区の交差点では、交差点内部にカラー舗装がされました。現場を確認しましたが、やはりどの方向から来てもしっかりと注意を促されます。ほかにも、交差点ではありませんけれども、学校の出入口や通学路で横断歩道の設置ができない箇所、こういったところにも以前からカラー舗装がされています。運転者の注意を促しているように、ここは危険な箇所である、何かあるというようなことを運転手さんに示すことに、カラー舗装は効果的であります。

今回は交差点に絞ってお聞きしていますが、イ. 交差点での事故防止対策について。

1、町内での対策の状況は。

2、出会い頭事故の防止には、全方向から進入する車両に交差点を認識させることが重要である。それには交差点内へのカラー舗装が効果的であり、町においても1か所整備された。今後の推進の考えは。

以上、1回目の質問として、3. 道路の安全対策について、二つお聞きします。

**建設課長（堀内君）** 3. 道路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

道路の安全対策につきまして、特に通学路に関しましては、これまで全国各地で発生した痛ましい事故がきっかけとなり、様々な対策を講じてきた経過がございます。

平成24年4月に起きました京都府亀岡市の無免許運転による事故や、令和元年5月の滋賀県大津市交差点内での巻き添え事故のほか、3年6月の千葉県八街市の飲酒運転による事故の発生後には、通学路はもとより町内各保育園及び幼稚園のお散歩コースなどの園児等の移動経路における交通安全の確保につきましても、千曲警察署と県建設事務所、町教育委員会、町担当課などで現地合同確認を行った上で、改善要望をいただいた箇所について対応をしてきたところであります。

近年における道路に対する交通事故防止の安全対策といたしましては、交差点付近のカラー舗装化による注意喚起や、歩道のない通学路などへの路側帯へグリーンベルトを設置することで車道と路側帯を視覚的に区分し、交通事故を防止する方法などがあります。

町内におきましても、これまでに交差点付近へのカラー舗装や、各学校のPTA役員の皆様のご協力により、通学路などのグリーンベルト化を進めてきております。

主な実施箇所といたしましては、交差点付近へのカラー舗装化に関しましては、坂城地区のホームセンター前交差点や坂城高校下交差点、そして南条山金井交差点などにおいて実施しているところであり、グリーンベルトの設置に関しましては、坂城小学校周辺やA01号線産業道路四ツ屋地区交差点から国道四ツ屋信号交差点付近、南条町横尾地区及び金井地区の通学路、そして村上上平地区及び上五明地区の通学路などにおいて実施しているところであります。

また、今年度におきましても、地元自治区及び各校PTAなどから安全対策のご要望をいただいた中では、南条地区の金井橋付近交差点につきまして、徐行の路面標示が以前から設置済みではありましたが、さらに安全対策を図るため、国道方面へ向かう車両が一時停止をせずに交差点へ進入し、出会い頭の事故などを防止するため、谷川沿い町道の車両一時停止位置手前両側にカラー舗装を実施いたしましたところであります。

また、村上地区の月見区内交差点につきましては、通学路であることも考慮し、より注意喚起を促し、交差点であることを認識させ、車両の速度を落としてもらうことを目的に、交差点内のカラー舗装を実施いたしましたところであります。

また、カラー舗装実施と併せ、坂城地区の坂城小学校北側幸橋付近と村上地区の上平団地入り口付近及び上五明自動車販売店様周辺にグリーンベルトを設置いたしました。

なお、令和6年度には坂城地区の旭ヶ丘点滅信号交差点につきましても、以前から改善要望をいただいていた箇所であり、町の主要幹線道路で交通量が多く大型車両の通行もある重要な交差点であることや、通学路となっていることも踏まえ、交差点内のカラー舗装化の実施に向け、警察署をはじめ建設事務所等、関係機関との協議を進めているところであります。

今後につきましても、さらなる交差点のカラー舗装化やグリーンベルト設置工事を進め、道

路の安全対策を図ってまいりたいと考えており、交差点それぞれの特徴や実態を十分に把握し、交通量や大型車両の通行など地域の実情を見る中で、より安心・安全な道路となるよう、特に通学路や園児等の移動経路を重点的に捉え、交通安全対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。一つ再質させてください。今後もカラー舗装は必要に応じてやっていただけるんですが、その際に地元の住民の皆さんのご意見というものは、やはり区を通して上げたほうがよろしいのか。PTAさんということもあるでしょうが、その点について、地元で実際にその交差点を通る皆さんの意見というのはどのように集めていくのかということについて、1点再質をお願いいたします。

**建設課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

どのように意見・要望等を拾い上げていくかといったことについてのご質問ですけれども、これまで町単補助事業ですとか、地元区からのそういった要望、あとはPTAからの要望を受けるほか、特に危険な箇所については、その都度関係する警察署ですとか、そういったところからの情報もありますので、いろいろ広くこの方法でしか聞かないということではなく、広く皆さんのご意見をお聞きする中で、町の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 承知しました。これからも交差点内のカラー舗装を含め、交差点の安全向上のための対策を要望しまして、最後の質問に移ります。

先月末、学校給食で喉を詰まらせて亡くなるという痛ましい事故が起きました。お悔やみ申し上げます。報道によると、担任の教諭が背中をたたくなどしたけれども、児童は自分で立てられない状態になり、養護教諭なども加わって、心臓マッサージや人工呼吸をしたものの改善せず、その後ドクターヘリで病院に搬送され、亡くなってしまったとありました。

当町では、このような場合に学校としての対策はどうなっているか。また、そのほか侵入者などその他の緊急事態の対応はどうかを、4. 学校での安全対策について。

イ. 校内での緊急事態への対応について

1、福岡県みやま市で、児童が給食で喉を詰まらせて亡くなるという大変痛ましい事故が起きた。そのようなことが起きないように、町では対応をどのようにしているか。

2、不審者の侵入などへの対策はとして、以上、4. 学校での安全対策について二つ、1回目の質問としてお聞きします。

**教育長（塚田君）** 4. 学校での安全対策についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、学校給食の安全対策についてであります。学校給食は、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体力の向上を図るとともに、実際に食べるという体験を通じて、栄養バランスの取れた食事の在り方を学ぶとともに、給食の準備を共同で行うことや、同じ教室内で食事を取ることで社会性を養うなど、単なる昼食ではなく、学校

における教育活動の一環として行っております。

ご質問の学校給食の安全対策につきましては、先月、福岡県みやま市の小学校において、小学1年生の児童が給食を喉に詰まらせて死亡する痛ましい事故がありました。亡くなった小学生のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。町教育委員会といたしましても、どこでも起こり得る重大な案件として、事故防止に向けて対応してまいりたいと考えております。

全国の学校給食においては、過去にも食材をそしゃくせず誤って飲み込んだことによる窒息事故が発生しており、文部科学省では、食に関する指導の手引きにおいて、学校給食におけるリスクマネジメントとして、窒息事故の未然防止、発生時の対応を示しており、町内小中学校においては、この手引に沿って学校給食での対応を行っております。

この文部科学省の手引きによる窒息防止の具体的な対応では、まず、未然防止対策としては、児童生徒へ、大きな塊のまま飲み込んだり、早食いをしたりすると喉に詰まらせてしまうといった窒息する原因、誤嚥の危険性について説明し、食べ物は食べやすい大きさにして、よくそしゃくし、ゆっくり食べるよう指導しております。また、給食時に学級担任等が児童生徒の様子を観察することに、特別な支援の必要な児童生徒については、教職員が付き添うなどの対応をしております。

また、事故発生時においては、他の教職員に119番通報を依頼するとともに、救急隊の到着まで背中をたたく背部叩打法や、腹を突き上げるハイムリッヒ法により、詰まった食物の除去を試みるなどの応急対策を行うとしています。

今回の事故を受け、町教育委員会といたしまして、各学校に対し、この手引きの内容の再確認と教職員への周知徹底を依頼し、各学校では職員会において情報共有を行い、同様の内容を各保育園にも情報共有し、注意喚起を行っております。

また、給食を提供する食育・学校給食センターにおきましては、子どもたちへの心理的な影響も考慮し、当面ウズラの卵の使用を控えることといたしました。

しかしながら、学校給食におきましては、成長期の児童生徒の健全な発達を図るため、学校給食法に基づく学校給食摂取基準にのっとり様々な食材が使用されており、ウズラの卵以外にも、同じく小さくて丸い、例えばミニトマトや白玉団子など、喉に詰まる可能性があるものを使用する場合があります。

これらの食材を使用するに当たっては、食材を切り分ける際は、大きさなどに注意して調理するとともに、学校と連携し、児童生徒によくかんでゆっくり食べることの大切さの指導を行い、食物を喉に詰まらせる事故の防止、誤嚥防止に努めてまいりたいと考えております。

学校給食では、栄養面に加え、児童生徒の望ましい食習慣の形成、食に関する正しい知識、地域の食文化への理解を深めるなど、大切な食育の場でもありますので、今後も引き続き、食

に関する指導の手引きに基づき、窒息事故や食物アレルギーなど様々な事故防止に向けて努めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校における不審者の侵入など、緊急事態への対応についてのご質問にお答えいたします。

町内小中学校においては、校内での事故や負傷、地震や火災などの災害、不審者の侵入など学校を取り巻くリスクに対して、事故の未然防止と被害の最小化を図るため、危機管理マニュアルを策定し、非常時に対応できるような体制を取っております。

各学校の危機管理マニュアルのうち、不審者対応においては、不審者を廊下で見かけたら氏名、用件を尋ねる。また、不審者が教室等に侵入したときは、速やかに警察に通報するとともに、児童生徒の安全を確保するため、不審者と距離を保ち、職員が連携し児童を反対側のドアから隣の教室へ避難させる、負傷者への対応として、心肺蘇生法やAEDの取扱いの実技講習を定期的受講することなど、具体的な対応を定めております。

各学校では、職員等にマニュアルの周知を図るとともに、災害時の避難訓練をはじめ、不審者侵入への対応、教職員に対する心肺蘇生法やAEDの取扱いの実技講習、食物アレルギー発生時に医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤であるエピペンの使用など、非常時に児童生徒の命を守る行動が取れるよう、訓練に取り組んでおります。また、危機管理マニュアルに加え、不審者や校内事故に対応する設備面の対応といたしましては、平成30年度に町内小中学校に防犯カメラを設置しました。

町教育委員会といたしましては、各校が策定したマニュアルがより実効性のあるものに常に更新され、いざというときのための訓練が実施されるよう、指導してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。先日ですね、社会文教常任委員会で食育・学校給食センター視察をさせていただきました。衛生管理については、これ以上ない十分な配慮がなされていると感想が委員から出るほど、おいしくて安全な給食の提供に努力されていることには感謝をいたします。

数点、再質ををお願いしたいと思うんですが、まず、子どもたちが喉に詰まらせた場合、その場合の救命措置で吐き出すとかというようなお話がありました。それは消防の皆さんに来ていただいて、実際に経験をするのか、講習みたいなことを受けるのかということ。

それと、今回は原因となった食材を当面使用を見合わせるということだったんですが、これの、またしばらくして再使用ということもあるのだろうか。もしそれを再使用するとして、対応としては、大きさはやはり考えなきゃいけないんじゃないかということで、その点についてどのようにお考えになるのか。

それともう一つですね、みやま市の事故について、子どもたちの意見としてね、こういった意見がありました。急いで食べた。時間がね、給食終わってすぐに遊びに行きたいから、できるだけ早く食べちゃったということもあるんじゃないかというような意見がありました。ですから、その点、給食の時間についてですね。どのように指導されているのかということについて、再質問させていただきたいと思います。

**教育長（塚田君）** 再質問にお答えします。まず、叩打法、ハイムリッヒ法の救急救命につきましては、これは講習の中で扱うことがあります。AEDの取扱い等の中で扱うときはありますが、必ず毎回というわけではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目です。再使用の対応についてですが、先ほどのミニトマトや白玉等、ほかに加えて、コンニャク、またはセロリ、肉の塊等々を考えると、喉に詰まらせるものはたくさんあります。実際のところ、それを全て除去することは不可能ですので、食育・給食センターでは、適正な大きさに切って子どもたちに与えるようにしております。

特に気をつける点に関しましては、小学校1年生から3年生ぐらいは、歯がたくさん抜けてしまいます。そうすると、そしゃくすることがなかなか難しくなりますので、その点、しっかりとかむということを特にその学年では重点的に指導していきたいと考えております。

3点目、給食の食べている時間ですが、最低でも20分は確保しております。早く食べ終わっても、ごちそうさまは一斉にするので、遊びには行きません。子どもたちにはその時間をしっかりと確保して、ゆっくりと食べるようにということで最低20分、または、低学年の場合には、それ以上の時間をかけてしっかりとそしゃくして食べるように指導しております。以上です。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。その時間についてね、すみません。こっちがちゃんと理解していなかったもので、食べ終わりは、みんなでもってごちそうさまということでもって20分の時間を取っていただいていると。20分ね、はい。ありがとうございます。

しかし、先ほども教育長がおっしゃったように、どうしても事故というのはね、続きます。続くというか、そんな多くはないんですけども、過去にも佐渡や大阪は、2015年とか2021年に、そういった痛ましい事故が起きたということでもあります。

それで、先ほどの講習ですね。毎回やっているわけじゃないんですけどもというようなお話がありましたけれども、これはぜひですね、何でもそうなんです、経験を積んでいかないとどうしても忘れてしまうとかね、忘れてというかやりにくくなるとか、そういうことも考えられますので、できれば、いつ起きてもおかしくないような事故でありますので、その講習の中で必ずやるような形を考えていただけないかと思います。

最後になります。最後、これはまとめにします。学校や行政としてはですね、しっかりと自分で食べられるように意識して時間を取っていただいているということです。先生方は給食時の

様子、変化の確認、これは大変ですよ。本当に。なんだけれども、頑張って確認をしていた  
だくと。万一のときの救命対策の徹底、最終的には食材や何かよりも、命が一番大切というお  
考えであることを確認しましたので、これを徹底していただくということでお願いをして、以  
上で一般質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（休憩 午前11時30分～再開 午後1時00分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成君の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を  
行います。

今年の元日に発生しました能登半島地震から2か月が過ぎました。改めてこの場をお借りし  
て、亡くなられた方にお悔やみ申し上げ、被災された方にお見舞い申し上げます。

ここへ来て復旧支援が進み始めたところでもあります。当町でも、町内の若手農業者で構成さ  
れる坂城町農業クラブのほか、社会福祉協議会、町職員など延べ13名が代表して、復興作業  
に2月16日から1週間、石川県能登町でボランティア活動を実施されたとのことでもあります。  
参加された皆様に敬意を表する次第です。

また、皆様もそれぞれの立場でできる支援をされているところと思われれます。そして、防災  
に関する認識を改めた方も多いのではないのでしょうか。そこで防災計画について質問します。

次に、町内人口の減少に関して心配の声を多くいただきました。その中、町内企業への就職  
者を増やす施策を講じて、人口減少の抑制を進めてほしいとの声が寄せられましたので、二つ  
目に移住・定住施策について質問いたします。

まず、一つ目の防災計画について。

近年、頻繁に発生する自然災害について。平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日  
本大震災、今年の能登半島地震など、災害の規模が大きいほど救援活動を行う行政機関も被災  
する可能性もあり、職員自身も被災し、行政マンパワーのダウン、救援に向かう道路の損壊や  
情報伝達の支障など、救援活動に時間を要しています。特に東日本大震災においては、自助・  
共助・公助がうまくかみ合わず、災害対策がうまく働かないことが強く認識されたそうです。

その教訓から、平成25年の災害対策基本法の改正に合わせ、自助及び共助に関する規定の  
増強に伴い、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村の一定  
地区の居住者並びに事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設さ  
れました。

地区防災計画は、地区の特性に応じて自由な内容で計画を作成するものですが、内閣府ガイ  
ドラインにより作成方法を示しています。さらに内閣府では、地区防災計画制度を広く全国に

展開させる観点から、市町村と連携してコミュニティレベルで防災活動に取り組んでいる地区を、44か所ですが選定して、地区防災計画策定を支援しています。

このように、最近の大規模自然災害の発生を通じ、自助・共助に基づく地域防災力の向上が課題であり、自主防災活動が重要とされております。自主防災組織は、当町もほとんどの自治区で組織活動をされております。災害対策基本法の改正に合わせ、地区防災制度が平成26年4月に施行され、地域のさらなる防災力向上のため、地区防災計画の策定を行政としても推進することが求められています。

そこで、イとして、地区防災計画策定の推進について。

一つ目として、町内の地区防災計画の策定状況を伺います。

二つ目として、地区防災計画推進強化への考えを伺います。

また、災害が発生した場合、まず自らの命を守る活動が最優先です。そして、災害状況により避難所へ一時避難を余儀なくされることもあります。その避難所について、坂城町ホームページの災害時避難場所では、応急避難所と中核避難所が示されています。

災害対策基本法施行令第20条の6では、1. 「避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。」2. 「速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。」3. 「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。」4. 「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。」5. 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであることと定めています。災害対策基本法施行令第20条の6、1から4号を全て満たしている施設を指定避難所として、同じく1から5の全てを満たしている施設を福祉避難所として指定できることになっています。

ロ. 避難所について。

一つ目に、この基準に該当する坂城町地域防災計画に定める指定避難所、福祉避難所の当該施設を伺います。また、災害が発生したら自分の命は自分で守ることが重要ですが、要配慮者の方は共助の力が必要となります。

二つ目に、避難情報発令により、要配慮者の避難誘導については行政担当課では限界があります。平時より地域と連携した情報共有や訓練が求められるが、現状の対応状況と今後への考えを伺います。

イ、ロ、以上について質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから防災計画についてのご質問をいただきました。私からは、イの地区防災計画策定の推進についてと、ロの避難所についてのご質問のうち、指定

避難所と福祉避難所についてお答えし、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

初めに、地区防災計画策定の推進についてであります。一般に防災計画と呼ばれるものには、国レベルでの対応をまとめた防災基本計画と都道府県及び市町村がそれぞれの自治体の対応をまとめた地域防災計画がございます。

ご質問にありましたとおり、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、26年4月に地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設され、防災基本計画、地域防災計画に続く地区防災計画の策定が施行されたものであります。

その背景といたしまして、東日本大震災において、自助・共助及び公助がうまくかみ合わなかったことと、大規模災害後の災害対策がうまく働かなかったことが強く認識され、市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まず自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要でありつつも、その上で地域コミュニティでの相互の助け合いの重要性が改めて認識されたことによるものであります。

地区防災計画制度の特徴といたしましては、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であるということが挙げられます。この地区防災計画と市町村が策定する地域防災計画が連携することにより、さらに地区の防災力の向上を図るというものであります。

地区防災においては、地域ごとに異なる地理的条件や人口構成、建築物の特性などがあるため、一律の防災計画だけでは地域の特性に適した対策が取れないことも想定される場所であり、より地域の実情に合わせた対策をあらかじめ想定することで、より有効な対策につなげるという考え方であります。

しかしながら、地域住民や地区防災組織が主体となって地区防災計画を策定・実施することは、地域の自助、共助の意識を高め、地域コミュニティを効果的に活用し、迅速な対応が可能となることから、町内の地区防災計画の策定は、地域防災力の向上や自主防災活動の促進にとって大変有効であると言える反面、計画の策定には、災害対策や防災技術に関する専門的な知識、地域ごとの構成人口や地形の脆弱性に関する正確な情報や、昨今の気象状況の変化や地域の置かれている状況など、社会的な移り変わりにも対応が必要となる場合もあることから、当町各地区における地区防災計画の策定は、あまり進んでいない状況であります。

次に、地区防災計画策定推進強化への考えについてのご質問であります。町では、これまでも各地区の自主防災組織の長であります区長さんなどを対象に防災説明会を開催し、防災に対する基本的な知識や、災害時における避難行動について説明をさせていただくとともに、地域と町の役割等について意見交換を行っているところであります。

また、町総合防災訓練の際、開催地区の自主防災組織の皆様に応急避難所から中核避難所までの安全な避難経路の確認を行っていただくとともに、段ボール間仕切りや段ボールベッド、簡易トイレなどを組み立てる避難所設営訓練、土のうなどにより浸水被害への対策を行う水防訓練などに参加していただき、体験を通して、防災について学ぶ機会を設けております。そのほか、ご希望に応じ、職員が地域へ赴いて防災学習を行う出前講座なども実施しているところでもあります。

また、土砂災害におきましては、近年の地球温暖化の影響と思われる気候変動によるゲリラ豪雨や台風の大型化など、災害が発生するリスクが高まっていると言われております。

そのような状況を受けて、県では、地区防災計画作成の一環として、地域特性に配慮した地区防災マップの作成支援を行っており、平成22年度から令和5年3月末現在までに、71の市町村において地区防災マップのデータの作成の支援を行っているところでもあります。

町におきましても、この制度を活用した地区防災マップ作成について県に支援をいただく中で、平成28年度には上平区、29年度は金井区、令和元年度は鼠区、4年度は小網区、そして令和5年度には坂端区と、町内5地区で地区防災マップを作成したところでもあります。

そのほかにも、町の地域づくり活動支援事業を活用いただき、多くの区で地域独自の防災マップの作成など、地域防災力の向上に取り組んでいただいております。

町といたしましては、今後も地域の防災力の向上に向けて、防災説明会や町総合防災訓練、地区防災マップの作成支援などを継続的に実施するとともに、地域との意思疎通を図りながら、各地区における実情に合った地区防災計画策定について、支援できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の避難所についてであります。平成25年改正の災害対策基本法等の一部を改正する法律により、避難所については、自治体で定められた指定避難所と、高齢者や障がい者など、配慮が必要な方の避難所となる福祉避難所の大きく二つに分けられたところでもあります。

ご質問のありました応急避難所と中核避難所ですが、町の地域防災計画では、小中学校や文化センターなどの公共施設を中核避難所、各地区の公民館などを応急避難所としており、中核避難所、応急避難所など49施設全てを指定避難所に位置づけております。

町地域防災計画では、福祉避難所の指定はされておりませんが、指定避難所の中に老人福祉センターとふれあいセンターの2か所を要援護者収容施設として指定しており、この2か所を福祉避難所の機能を有する施設としているところでもあります。

避難所につきましては、被災された方々の居場所として大変重要であることから、町といたしましても、避難所の充実を図るべく、地域防災計画の定期的な見直し等の中で、必要に応じて新たな避難所を追加するなど、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、ロ. 避難所についてのご質問のうち、要配慮者の避難誘導等の対応状況についてお答えいたします。

平成25年6月に改正されました災害対策基本法に基づき、地震や台風など大きな災害が起こったときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がい者等の避難支援の基となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

この名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成され、平常時から避難支援等関係者へ提供しており、地域における共助の取組を行う上で、日頃からの見守り活動や交流、有事の際の対応方法の検討などに活用いただいております。

この名簿を利用するために、自主防災会、民生児童委員などの関係機関は、町と協定を結び情報提供を受けているところであり、防災訓練や地域の自主防災会による訓練など、有事を想定した訓練の際には、避難行動要支援者の確認なども行っているところでもあります。

避難行動要支援者名簿につきましては、毎年開催する各地区の自主防災会にお集まりいただく防災説明会で、名簿の概要や目的、有効性や利用方法などを説明しております。

現在27地区のうち22地区と協定を締結しておりますので、協定を締結していない自主防災会に対しては、引き続き協定の締結に向け働きかけをしてまいりたいと考えております。

今後も有事の際におきましては、実際に避難支援を担っていただく各地区の自主防災会と連携・協働・情報提供等を行うとともに、地域住民の皆さんには、日頃から日常生活での隣近所などの地域でのつながりを通じ、お互いの理解や信頼関係等を築き、そしてその関係性を維持いただくことで有事の際の安心と安全を確保し、共助となる地域内での助け合いの基盤を築いていただきたいと思います。

**5番（水出君）** ただいま、答弁をいただきました。まず避難所についてなんですけれども、坂城町の地区防災計画書の文書内の資料として、指定避難所一覧表というのがあります。これは資料38になります。

1. 緊急避難場所、大地震や大規模火災発生直後の屋外避難場所。2. 収容避難所として、住家が被災した場合の宿泊可能な屋内避難所、それで、アとして応急避難所、イ、中核避難所。中核避難所は、括弧書きで緊急避難場所を兼ねると書いてあります。それと各小学校、保育園、文化センター、坂城町体育館等々の名前が連ねております。それで、ウとして要援護者収容施設ということで、先ほどご説明いただいた坂城町老人福祉センター、坂城町ふれあいセンターの2か所が設定されております。この災害対策基本法からすると、この資料にあるとおりでよいかなと思います。

恐らくそれが指定避難所とか法的なものに該当していると思うんですけども、我々一般町民が、やっぱりそういう資料の奥深くまで見て確認するということはなかなかできていないのかなと思うんですけども、ホームページ上で、今は応急避難所と中核避難所が出ているん

ですけれども、福祉避難所とか、そういうやっぱり用途別、こういうふうに分けて作ってありますので、そういった用途別に分かるような表示をしていただければなと思うんですけれども、特に避難情報が発令した場合に、町がここへ避難してくださいよじゃなくて、自分でまず先に難を逃れることを考えます。それで、自分が必要な避難所までどうやって行けるのかなというふうに考えると思うんですよね。そのときに、今までの情報でできるだけわかりやすい中で確認しておく上では、やっぱりここはどういうときの避難場所になるのかということをしちんと把握しておく。特に、要援護者の方については、やっぱり自力で行けませんので、その辺があらかじめこの施設だったら自主的に避難しても可能なのかな。そういうことがわかる必要があると思うんです。そんなところで、ホームページのそういう表等をまた改訂してもらうようなことについて、担当課としてはどのように考えるのか、お聞きしたいと思います。

そして、あと二つ目の再質問になります。福祉関係の避難で、これも同じく坂城町地域防災計画、第8節の要配慮者支援計画、この中に、2. 避難行動要支援者に関する対策というのがありまして、町は避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、令和7年度の完了を目標として、個別避難計画の作成推進に努めると書いてあります。この令和7年度に向けた個別避難計画の作成というのがどの程度進んでいるのか、担当課のほうでご説明いただきたいと思います。以上、2点についてお願いします。

**住民環境課長（山下君）** 最初の指定避難所の一覧についての再質問にお答えいたします。

ご質問の内容にもあったとおり、地域防災計画の資料編38には、指定避難所、緊急避難所、そういったものが一覧で掲載されております。また、町のホームページにおいては、避難所の一覧の掲載はされておりますが、一部抜粋となっております。

こちらにつきましても、今後、皆様に情報発信をしていく中で、皆さんの混乱が生じないように、内容については随時確認をしながら、修正が必要な場合には修正、修正といいますか新たなものに差し替える等の対応を行ってまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 個別避難計画の再質問についてお答えいたします。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動に実効性がある個別避難計画の作成促進が重要であるとされた取組指針が示され、高齢者や障がい者などの円滑・迅速な避難につながるための避難を支援する者の確保や避難訓練の実施、関係機関、地域との情報共有等について取組を進めることとなっております。

この個別避難計画につきましては、個人に関する情報として、かかりつけ医やサービスの利用状況、必要な支援等を記載しますが、個人の置かれている状況ですとか環境などから、優先度の高い要支援者から作成をする必要性も含め、計画の趣旨や有効性を丁寧に説明するとともに、各地域での、また、町としても計画の作成が速やかに行われますよう取り組んでまいりた

いと考えております。

**5番（水出君）** ただいまの福祉健康課長からの答弁に関しまして再質問をさせていただきます。今は個別避難計画を推進するように努めているということですが、今はどのくらい進んだのかとか、そういう進捗で数的な確認というのはされているのでしょうか。以上、お願いします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** お答えいたします。各地区の自主防災会で、こちらの個別避難計画についての作成の説明等を行う中で、各自治区から作成についての状況については、まだ個々にできているというご報告はいただいているんですが、各地域での取組でいろいろな方法によって進められているということをお聞きしております。

**5番（水出君）** 今、取組やら説明したりお願いしている段階ということで、どのくらいその自治区で代表者がいて、どのくらいできましたよという確認は、まだだなどというところでの認識でおります。やはり、その辺をまた確認することまでが一つの仕事かなと思いますので、そういったことは続けていただければかなと思います。

今回、防災計画についていろいろご答弁いただきましたけれども、地区防災計画というのは、やはり先ほど来、説明も町長をはじめいただきましたけれども、やはり個別の町内のいろんな地区でやっぱり災害の状況というのが違うところがありますので、地区の避難の仕方等々は必ず確認して作っておく。そういったことは、我々住民が地域ごとで取り組む大変必要なことかなと思っております。

町としてもですね、ホームページにマイタイムラインの作成を掲示しています。このマイタイムラインの作成というのは、特に水防被害とかは、時間を追ってですね、刻々と状況が変わるもので、自分はどう避難したらいいのか、そういったものを作成していくものでございますが、やはりこういった簡単なマイタイムラインみたいなものを地域の自治会同士の中でやっぱり作っていくと、地区防災計画の策定ができるのかなと思います。

防災訓練や防災講座等を通じて、やはりそういった指導をしていただいておりますが、やっぱりこれも同じように、やっぱりこれをやってくださいよ、それを必ずやっぱりどこかのところでやった状況を確認に行く、これがやっぱり行政として一番大切なことじゃないかなと私は考えます。やはりそうしたことで、地域の住民が安全安心に暮らせる町になっていく。それがやがて、坂城町が防災に強い町になる。そんなことを思いながら、やっぱり与えられて決められた内容、それをいかに今度は自分たちのものにしていくのか、そんなことを町民みんなで考えられるようにしていければかなと思います。そんなことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、移住・定住施策についてです。

町内人口の減少が危惧され、歯止めをかける施策として即効性のある若者世代の就業者を

もっと町に呼び入れることをやってほしいと。事例として、中野市の企業に転入した従業員に向け、家賃手当を補助する施策等を話された町民の方がおります。私も非常にいいことだなと思ってですね、就業に含めた施策は当町もないかなと思って、またホームページを見てみました。そうすると、坂城町U I J ターン就業・創業移住支援金について準備されており、よいことだなと思ったわけですが、内容を確認すると、県内他市町村と支援内容では差別化が、よいほうですね。その関係で図れないなと思いました。

そして、あと当町の人口というのは、どのくらいやっぱり減少の推移をたどっていくのかなということで、その辺も確認してみました。坂城町の総人口は、昭和60年（1985年）1万6,918人をピークに減少傾向にあり、直近の令和2年の国勢調査の総人口は1万4,004人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所、略称社人研と言うそうですが、こちらの資料を基に、日本の地域別将来推計人口令和5年推計を公表してありましたので、坂城町の将来推計人口を確認してみました。令和2年、2040年ですが、総人口が1万207人。令和2年から比べると3,800人減少すると予測されています。これは、年間平均で約190人減少することになります。直近を見ると、町の統計資料の令和4年度総人口数は1万3,530人。令和2年から比較すると、実際2年間で474名が減少しており、社人研の予測を上回るペースにあります。やはり、すぐさま人口を増やすことは難しい話ではありますが、人口減少を抑制することは、やはり最重要課題と再認識したところであります。

そして食い止めるため、環境を整える施策も、行政として移住・定住施策の中に新規就農者支援事業補助金、坂城町移住定住促進補助金、就業、結婚、子育て支援と様々な観点で展開されております。

その中の、就業に関する移住定住施策内に坂城町U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金がありますが、これは坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏、東京圏というのは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を指しています。それと愛知県、大阪府から移住した者に対し、長野県が選定した企業等に就業した方、または創業支援金の交付決定を受けた方に、国・県・町が共同で予算の範囲内で補助金を交付することを要旨として要綱を定めています。町のホームページの支援補助金のサイトにあります長野マッチングサイトをクリックすると、長野県が選定した登録企業を確認できます。

そこで、まず質問として、坂城町U I J ターン就業・創業移住支援金について。この支援金についての一つ目の質問として、開始から各年の移住支援金の交付決定数と、そのうち当町企業へ就業した件数を伺います。

二つ目として、就業に関する要件。一般の場合、就業先として長野県マッチングサイトに掲

載されている求人に募集し、採用されたものであることとあり、他の要件もありますが、長野県マッチングサイトの坂城町登録企業は2社のみです。多くの町内企業を紹介できることが望ましいと考えるが、企業へ登録の働きかけについて考えを伺います。

ロとして、当町独自のUIJターン者支援事業創設について。1として、坂城町UIJターン就業・創業移住支援金については、県の事業要件があり、県内他市町村と支援内容では差別化が図れませんが、新卒から30代のUIJターン者向けに当町独自の優遇支援事業を創設し、坂城町を選択しやすい条件を整備し迎え入れることを要望したいが、考えを伺います。以上、イ、ロについて質問いたします。

**企画政策課長（伊達君）** 2として、移住・定住施策について、イ、ロのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イのUIJターン就業・創業移住支援金についてのご質問であります。令和元年から町で実施しているこの事業につきましては、平成30年に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2018における、東京圏への一極集中の解消、地方における中小企業を中心とした担い手確保のため、交付要件を定め実施されている国の地方創生移住支援事業を基にして、国の交付要件に定められた東京、神奈川、埼玉、千葉といった東京圏に加え、県及び町におきましては、独自に大阪、愛知も移住元の対象地域として支援金の交付要綱を整備しているところであります。

事業の内容といたしましては、移住元の該当地域に在住し、就労していた世帯等が当町に定住し、要綱に定める就業・創業をした場合、最大で100万円を補助するもので、国の交付要件に該当する場合は国・県・町が、県と町が独自に拡充した要件に該当する場合は県と町が、それぞれ負担をする中で実施をしております。

また、当町におきましては、今年度、子育て世帯への支援として、18歳未満の世帯員も帯同して移住される場合に、子ども1人当たり100万円を加算して交付するよう、要綱の改正を行ったところであります。

ご質問の当町における支援金の交付決定件数につきましては、令和3年度に1件の実績があり、町内でお勤めをされております。そのほか、支援金のご相談をいただいたものの、国の定めた交付要件が細かく定められていることに加え、手続きが煩雑になっており、希望する条件に合わなかったことなどから、申請に至らなかったケースもございました。

また、本支援金交付対象の企業を登録する長野県移住支援金対象求人情報サイト、いわゆるマッチングサイトでありますけれども、このサイトへの町内企業の登録につきましては、過去にも町商工担当と連携し、企業の皆様にご案内をしたところでありますが、登録にあたっては書類の作成や証明書類の取得など複数の手続きを要し、県全体で見ましても登録企業数は380社程度、そのうち2月末現在で求人があるのは284社と、決して多くはない状況とい

うことであります。

町といたしましては、移住施策の一つとして、引き続き制度の周知・広報に努め、町外企業への就職であっても、居住地として坂城町を選んでいただけるよう町のPRを行うとともに、町内企業の皆様には、企業規模による一定の制約はありますが、マッチングサイトへの登録のご案内や、サイトに登録がなくても支援金が交付になる要件などもご案内し、社員の募集活動にあたり、本制度を活用していただきたいと考えているところでございます。

次に、口の当町独自のU I J ターン者支援事業創設についてのご質問であります。U I J ターン就業・創業移住支援金の取組につきましては、県内全ての自治体を実施しているわけではなく、令和5年度では11自治体が未実施となっております。

また、当町と同じく、交付限度額を国・県の定める上限としている団体は、県の事業実施団体の半分以下であるなど、既に町・県の定める要件が国の要件を拡大していることも含めまして、県内外の他団体での実施内容と比べても有利な条件であると考えているところであります。

そのほか、町では、自らが居住するため町内に住宅を新築等した方への移住定住促進補助金や、住宅新築時に太陽光発電設備などの設置に対する住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金、空き家バンクの整備と空き家バンク利用促進補助制度、転入者への30万円助成金や未成年者1人当たり20万円の助成などを行う町土地開発公社分譲地の販売促進キャンペーン、39歳以下のご夫婦の結婚新生活を支援する事業など、U I J ターン就業・創業移住支援に限らず、幅広く移住定住の促進を図るため、当町独自のものも含め数多くの支援施策を展開しているところでございます。

このうち、移住定住促進補助金につきましては、昨年度までの直近2か年、令和3年、令和4年度でありますけれども、この2か年で68件の交付実績のうち、住宅取得に伴う県外からの転入は2件、県内他市町村からの転入は20件で、今年度の状況は、2月末現在で31件の申請のうち、県外からの転入が2件、県内他市町村からが8件という状況であります。

なお、転入時には一旦町内の賃貸住宅等に居住し、その後、町内で住宅取得を選択された方も多く、町独自の移住定住支援施策として一定の効果があったものと考えております。

こうした施策に加え、町では坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町内における就業機会の拡大や多様な産業の創出、町への愛着の醸成や住みやすさの向上など、多面的な取組を進め、移住を検討されている方や現在お住まいの方、就学などで転出された方などに坂城町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう全庁横断的に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、新卒から30代のU I J ターンの方に限らず、幅広い年齢の方にこうした取組を知っていただけるよう、広報やホームページだけでなく、移住相談会などでも積極的に発信し、人口の流出抑制と流入促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**5番（水出君）** ただいま答弁いただきました。そしていろいろと、やっぱり町内に戻ってきてもらう、そんな施策、また転入してもらって、その辺が今施されているというところは改めて認識したところでございます。

このU I Jターン支援についてなんですけれども、やはり当町はものづくりの町とか工業の町ということで大分名をはせているんじゃないかなと思っております。そして、こういったようなところに、これは県のものなので、このサイトをどうこうというところはしようがないんですけれども、やはり町として、町の企業をこういった施策のところを見に行ったときに、やっぱり坂城町の工場の案内とかね、そういったものがやっぱり素早く出てくる。できるだけ1面、そういったところにやっぱり出てくる工夫というのは、県のものを活用するときに、やっぱりそういう考えを持っていただきたいなど。

特に坂城町は中小の企業さんが非常に多くございます。この県の施策ですと、三親等の経営者にいる方は駄目だったりとかもありますし、新卒等も対象にはなっていないかと思うんですけれども。ただ、要件の中に、町長が認めたものはオーケーになりそうな要項も入っておるんですけれども、実際、当町のマッチングサイトに登録になっていない企業に戻られてきて就職した案件については、このU I Jターン支援金の交付対象者としてなるのか、1点質問いたします。

そして、あとやっぱり町の企業さんをもっと紹介する上で、もうちょっと一緒にこういう施策に、紹介ページを上げていく、そんなことについての取組、その辺について可能なかご意見を伺いたいと思います。以上です。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。

このU I Jターン就業・創業移住支援事業は、基本的には町で要綱は持っていますけれども、財源の関係上、県の要綱に沿ってということになりますので、あまり町としての裁量が利くかという、そういうことではありませんけれども、先ほどご質問にありましたように、いろいろなケースがございまして、例えば一般的な場合ですとか、専門人材として来る場合ですとか、テレワーカーとしてここに定住するとか、いろいろな要件のある中で、例えば関係人口という考え方がありまして、そのカテゴリーを通じて定住をしていただくといったような場合については、少し要件が緩やかになってきますので、またそういった場合にはご相談をいただければと思っております。

それと、マッチングサイトの登録企業の増というようなご質問でございましたでしょうかね。すみません、ちょっと二つ目のご質問が聞き取れなかったんですけれども。

**5番（水出君）** わかりにくいことで申し訳ございませんでした。マッチングサイトを使うというのは、県の先ほどご説明のとおり、あそこをどうこうしようというところは無理かなと思うんですけれども、そこにやっぱり坂城町のU I Jターン施策ということで挙げているんですけ

れども、そういったところの副ページじゃないですけども、坂城町の企業にはこんな企業がありますよということで、そういうページをちょっと同じレベルぐらいのところを開くように紹介できないかと言うつもりで話をしております。

それで、もしそういったことが、絶対にこれは県のものなので無理なんだよということであれば、先ほどロの質問でしたとおり、やはり坂城町としてももう少し幅広く、企業に転入なり戻ってこれる、そんな施策を検討してほしいというのが趣旨でございます。以上です。

**企画政策課長（伊達君）** 大変失礼いたしました。再質問のほうにお答えをいたします。

マッチングサイトに登録されている企業、今、町のホームページ上では、U I J の移住支援金のご案内のページを持っていますけれども、例えばそこにですね、町内企業、こんな企業が登録していますという個別の表示は、できないことはないと思っています。それは県のほうで何か言われるということはないと思いますので、まずその辺は工夫をさせていただきたいと思っています。

それと併せましてですね、マッチングサイトへの登録は、今ご質問にありましたように2社でありますけれども、これについてはですね、求人サイトは様々ございまして、民間のサイトですとか、そういったところとの掲載への手続の比較ですとか、そういったところでの課題は若干あるのかなという感じは正直しておりますけれども、いずれにしてもですね、入り口になる部分でありますし、今、企業さんのほうでも人材確保という課題は度々お聞きするところがございますので、この登録については、私ども支援金の担当課である企画政策課あるいは企業さんの窓口である商工農林課、それと併せてですね、テクノハート坂城ですとか、町の商工会ですとか、そういったところとも連携しながら、町内企業の皆様に広くお伝えできるように工夫をしていければいいかと、そんなふう考えているところでございます。

**5番（水出君）** 今、非常に紹介等のサイトについては前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、町独自のこういう就業施策をつくることに関しての考えというところは、どのようになるでしょうか。

**企画政策課長（伊達君）** 町独自の施策ということでのお尋ねでありますけれども、これは最初のまた答弁の中でも申し上げましたけれども、様々な今施策を打ってはいるところであります。今のお話ですとU I J ターンというところにスポットを当てていますけれども、私どもとしては、それだけに限らず、あらゆる方への発信をしていきたいという思いがございますので、そういった観点も含めた中で、もし必要なものがあれば、今後の検討課題とさせていただきたいと考えているところであります。

**5番（水出君）** ただいま、ご答弁をいただきました。具体的にずばりここですぐU I J ターンに絡めて新しい支援金の創出というところでは、まだ先なのかなというところがございます。

その辺は理解いたしました。

やはり今、非常に当町は人口が減少しているというところは、当然今ここにご出席の皆様を含め、町民の皆様はひしひしと感じているところがございます。特にやっぱり工業の町というところで、この町に進学で出て行って戻ってくる新卒の方、それとかあちらでまた就職されちゃって戻ってくる方、その辺というところは、やはりできるだけ優遇されたところで人を確保していきたい。

特に、今はやっぱり産官学を含めて、非常に今はテクノハート坂城さんなどを中心に講演などに伺っても非常に頑張っているところでもあります。そういったみんなの力の結集、そういったところがまたこういう町の紹介につながってくる、坂城町ってやっぱり工業に関してはすごいんだなというような伝わり方、そんなこともこれから工夫して行っていただいて、何とかこの町を守り立てて行っていただくようお願いしまして、以上で一切の質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時55分～再開 午後 2時05分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、10番 山城峻一君の質問を許します。

**10番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

質問に入る前に一言申し上げます。1月1日、元日ですね。先ほど同僚議員からも度々お話があるとおり、能登半島での地震、多くの方が亡くなられ、そして今も復旧・復興が進んでいないというか、これからどんどん進んでいくという期待もありますが、被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げます。

私も、ちょっとこのことに触れさせていただくと、1月1日は、ちょうど発災当時町内にいたんですけども、能登半島に何人かの友人がいました。ただ、当然というのは失礼ですが、発災直後に現地に電話して電話等につながるわけではないので、いろいろ考えて3日後くらいにその友人に電話をしました。私に何ができるかということ考えたときに、そのときは相手を気にかけて、大丈夫とか何かできることがあったら言ってねとか、それぐらいしかそのときはできることはなかったので、それぐらいでもできたという気持ちもあったり、すごい複雑な気持ちでありました。

このことを最初に言いたかったのは、質問に入る前にちょっとお時間をいただいて、ある記事を読んだときに、息の長い支援をとということを書いてあったり、触れられる方がいました。それはそのとおりなんですよね。いつときの支援、短期的な支援、それは大事なこともあるかもしれませんが、息の長い支援というのがやはり必要だと思います。

震災と同じに論ずることは失礼かもしれませんが、ガザ地区で起きている戦争、またウクライナの戦争、これも新聞等で報道されておりますが、支援疲れという言葉が報道で拡散されております。どう支援するか、これはもっと国際的な話なので難しいのは承知しております。ですが、こちらもそれぞれの考えがあるので、支援するしないは個人の自由かもしれませんが、そういった答えも坂城町、町長も度々おっしゃっているのです、息の長い、もちろん戦争が終われば、紛争が終われば支援は必要ないと考える方もいるかもしれませんが、そういった息の長い支援を坂城町として、または個人として、私としてもやっていければというか、やっていきたいという決意というわけじゃないですが、それを述べさせていただいて、一般質問の本題に入ります。

今回の一般質問の内容ですが、1として犯罪被害者支援の広報・啓発、そして、二つ目として子ども・子育て支援事業計画についてという、大きく二つについて質問させていただきます。

まず、1の犯罪被害者支援の広報・啓発についてです。

これは、午前中にも同様の質問が同僚議員からありましたので、重複するところがあるかもしれませんが、ご答弁いただく担当課長におかれましては、重複するところがあるかもしれませんが、ご丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

今議会に、先ほど同僚議員からもあるとおり、犯罪被害者支援条例の一部改正が上程されていて、そこには犯罪被害者の日常生活を支援するための新たな助成金制度がつけられるということですが、この概要をちょっと丁寧にご説明をいただきたいというのが質問の一つです。

改めて言うまでもないですが、町犯罪被害者支援条例が制定されて3年が経過していますが、昨年12月には、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会で、犯罪被害者のご遺族の方の講演会が行われたというふうになっております。この集会、犯罪被害者に関する集会、関するということか、そういう集会を開いてほしいと、開催したらどうかと提案した者の1人として、その集会ができたこと、そういった講演会が開かれたことというのは誠にありがたく、担当課、担当者の皆様のお力に感謝を申し上げます。

それで、この集会の参加人数、どれぐらいであったかということも、この集会が終わった後ですので確認をさせていただきたいと思います。また、講演会、これは集会全体、講演会プラスほかの子どもたちの発表もあったと記憶しておりますが、講演会そのものはもちろんですけども、集会の感想ですね。反響はどんなものであったかということも質問をさせていただきます。

それでですね、前回、実はこの犯罪被害者支援についての広報・啓発と同じような話について、3年前の12月に議会において、広報・啓発はこれからどうやっていくんですかと。被害者理解をどう広めていくんだという質問をした際に、改めて会議録を見たところ、町長からですね、毎年、町内企業の社員を対象に、企業人権同和教育推進協議会と連携し、新入社員人権

同和教育研修会や、企業内人権同和教育推進員研修講座とかを開催し、企業を対象とした人権啓発を行っている。この年にですかね、今年は犯罪被害者についての内容も一部取り入れた研修を行っております、この時点で行ったという回答がありました。

もちろん、条例制定した年ですから、いろいろ取組をされているという理解でいいと思うんですが、ではその後、2022年ですね。2021年の後3年くらい経過していますが、企業に関してですかね、そういったところでの研修会で犯罪被害者支援とか理解だとか、そういったことについて触れたりとか、勉強会、学習会はその場で開いているのかということをして質問をさせていただきます。

そして口ですが、広報・啓発の今後です。犯罪被害者への理解促進については、以前何度も申し上げましたが、一般質問の場でも、その重要性については取り上げてきました。先ほども触れましたが、昨年12月に開催された町民集会で、犯罪被害者ご遺族の方の講演会が開催されたわけではあります、この講演会について、何名かの方からですね、参加された方からですね、犯罪被害者遺族の方の心情を理解するいい機会となりましたという意見を複数名の方からですね、いただきました。

やはり、犯罪被害者支援条例を制定した県内一つ目の自治体であるわけなので、これからも町民向けの広報・啓発ですね。特に心情の理解だとか支援内容はもちろん、今回の条例にもなっているような話も含めてですけれども、やっぱり度々の講演会や勉強会というのは継続してやる必要があると考えているわけであり、例えば同じ形、いわゆる町民全体向けの講演会は、毎年というのは難しいと思うんですけれども、例えば例を挙げますと、区長さんあるいは民生委員さん、または町職員の皆さんなど、そういう小規模ですね。10人、20人もしくは30人とかという、町民向けのような大きな集会ではなくて、小規模グループを対象とした勉強会。犯罪被害者への理解だとか、犯罪被害者の方、遺族もそうですね。への支援はどんなものがあるとか、いろいろな勉強会というのも今後開く必要があるし、開けるのではないかな。これは、むしろ開いたほうがいいんじゃないかという思いでありますので、このことについても質問をさせていただきます。

ちなみにこの質問ですけれども、3年前の一般質問でもしております。ですので、前向きな答弁があることを期待して、1回目の質問とさせていただきます。

**企画政策課長（伊達君）** 犯罪被害者支援の広報・啓発についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、日常生活を支援するための新たな助成金制度の概要はありますが、町では犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族に対し、犯罪被害者等支援条例に基づく相談事への対応や情報の提供、また、犯罪被害者等見舞金支給要綱に基づく見舞金の支給などの支援を行っているところであります。

しかしながら、犯罪被害に遭われた方などは、精神的に大きなショックを抱える中で日常生活を営まなければならないことに鑑み、少しでもその負担の軽減の一助としていただけるよう、日常生活の支援について明記した条項を追加するなどの条例の一部改正を今議会に上程するとともに、新たに犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱を設け、犯罪被害に遭われた方の日常生活に対する支援を実施してまいりたいと考えているところであります。

助成金制度の概要であります。犯罪被害者及びその家族、遺族が日常生活を営む上で必要な民間または公共のサービスを利用した際、その費用の一部を助成するもので、具体的には家事・育児・介護支援として1時間当たり5千円を上限として72時間まで、配食支援として1日当たり1千円を上限として利用初日から30日以内、一時保育支援として1回当たり2,800円を上限に10回まで、転居支援として1回当たり20万円を上限に2回まで、カウンセリング等支援として1回当たり5千円を上限に10回まで、報道対応支援として23万円を上限に、また、弁護士相談支援として1回当たり5千円を上限に3回までの支援を行うもので、いずれも原則として、犯罪行為が行われたときから1年以内を申請期限としております。

次に、昨年12月に開催いたしました「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」の参加人数、またその反響というご質問でございますが、昨年は人権学習発表として、南条小学校3年生の児童代表による人権の花運動についての発表と、犯罪被害者をテーマとして、2007年に闇サイト殺人事件により突然大切な娘さんを亡くされ、現在は犯罪被害者の置かれた状況を正しく理解し、犯罪被害者や遺族の人権、司法の在り方について考えていただくために講演活動をされている磯谷富美子さんによる記念講演を行い、犯罪被害者の方々への理解を深めていただいたところであります。

集会の参加者は75名で、記念講演について、当日のアンケートをお出しいただいた60人のうち、大変満足が39人で65%、満足が14人で23.3%、普通が3人で5%、無回答が4人で6.7%という状況でございました。

また、アンケートでは、「大変な心情の中、わかりやすい講演だった。娘さんの言葉が心にしみる。」といったご感想や、「当事者の非常につらい思いの中での発言は、心に深く残った。」あるいは、「今日の講演から、自分に何かできることがあるのか考える機会になった。」などの意見・感想をお寄せいただいたところであります。

次に、犯罪被害をテーマとした研修会の開催状況についてのご質問でございますが、ご質問でもいただいたとおりですね、令和3年12月議会の一般質問に対する答弁で、町長から新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座において、犯罪被害者についての内容も一部取り入れた研修を行っている旨、お答えをいたしました。

その後、昨年度も今年度も同様にでありますけれども、企業人権同和教育推進協議会と連携をいたしまして、新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座において、

企業の皆さんを対象に、犯罪被害についても人権課題の一つとして研修を行っているところがあります。

今後も引き続き、犯罪被害者を含めた人権意識の向上を図るため、研修会を実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、口の広報・啓発の今後についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の例として、区長や民生委員、町職員など小規模グループを対象に犯罪被害者への理解や支援について学ぶ学習会等の実施についての考えということでもありますけれども、区長会あるいは民生児童委員会などは、それぞれの団体のスケジュールがございますので、十分な調整が必要であろうと考えているところであります。

そうした中でありますので、区長さんや民生児童委員さんなどには、毎年11月下旬から12月上旬にかけての犯罪被害者週間あるいは人権週間に合わせて開催をしております「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」について、人権学習の機会としていただけるよう個別にご案内をしているところであります。

また、町職員につきましても、町民集会につきましてもは周知をし、参加を促しているところで、今後は、県や関係機関で開催する研修の機会やその内容などについても情報を共有してまいりたいと考えているところでございます。

今後も引き続き、関係機関・団体等と連携を図りながら、犯罪被害者も含めた人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

**10番（山城君）** 今、担当課長より答弁をいただきました。まず、集会への参加者が75名、これが多いと見るか少ないと見るか、私としては人数だけにこだわらず、先ほど課長からもあったとおり、感想にもあったとおりですけれども、やはりいろんな人権課題があると、課長も今の全体の質問の中で少し触れられましたが、せつかく年に1回開催している町民集会ですので、いろいろな方に参加していただいて、多様性の時代でもありますので、いろんな考えを持っていただく、いろんな感想を持っていただくというのがすごい大事なんじゃないかなということをおもいます。なので、この人権集会、犯罪被害者支援ということにこだわるわけではないですけれども、また時期が来た際には、ぜひそういう大きな集会で取り上げていただきたい、繰り返しの学習に努めていただきたいということは、改めて述べさせていただきます。

そして、新入社員人権同和教育研修会だとか企業内人権の関係も、課題の一つとして、まさにそのとおりだと思います。やはりこの犯罪被害者に特化した研修というのは、確かに難しいかもしれません。でも、今答弁にもあったとおり、課題の一つとしてしっかりと研修をしていただく。ちょっと私がその研修を聞ければいいんでしょうけれども、いつか聞く機会があれば聞いてみたいんですけれども、しっかりとこれもバージョンアップしていただいて、よりよい研修にしていきたいという、これも要望ですが、させていただきます。

そして、次ですね。この小規模の話は、やっぱりちょっとこれはもうちょっと進めてほしいなと思うことが1個あって、確かに例に挙げた区長、民生委員、そして町職員、これはあくまでも三つしか例示をしていませんけれども、それぞれの団体さん、もちろん町職員の方も決して余裕があるわけではないというのは失礼に当たるんですけども、ただ、そのスケジュールは、何とか確保する中で少しでも触れていただく。今も触れているのかもしれませんが、やっぱりこれからも触れていただく課題というか、できればちょっとテーマに挙げていただくことも必要ではないかと思えます。

そして、町職員の方の研修に関して、課長から答弁がありました。情報共有という言葉をお使いになられましたけれども、町職員も結構やっぱり町の中で、仕事をしている最中は町役場にいるわけですけども、やっぱり土日とか休日は、地域の中にいらっしゃる場合があるわけですから、それだけじゃないですけども、やっぱり町の中でのキーマンの1人となることは間違いないわけで、ここはもうちょっと、今後勉強会、学習会を町としてやっていったらどうかなど。

もしくは、町長自らこれから制定するであろう、要は犯罪被害者支援条例の制定を準備している町とかに行き行って話をするのもいいんじゃないかなとか、ちょっとこういろいろすみません、頭の中を駆け巡っている。ちょっと町長、その辺の職員への研修も含めて、これからどういふふうに進めていくかということも含めて、ちょっとご答弁いただけたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問として、町職員への研修ですとか勉強会というお話を頂戴しました。午前中の玉川議員さんのご質問の中で若干触れたところもあるんですけども、今回、犯罪被害者等の日常生活支援といった中の助成金、助成制度をやっていきたいというところに併せてですね、犯罪被害者等の方の窓口への対応マニュアルというものも併せて作成していきたいというお話をさせていただいたところでもあります。

そのマニュアルについては、これは当然職員に情報を共有しなければいけませんし、ある程度犯罪被害者という方への理解を深めるためのものも一緒に勉強しなければいけないということになるかと思えます。そうした機会を利用してですね、そんな形のものを取ればということも考えているところでございます。

**10番（山城君）** 再質問について、担当課長からご答弁をいただきました。マニュアルについては、午前中に同僚議員から質問をした中で答弁があったことですので、これからマニュアルについての勉強会というのは、確かにぜひとも必要ですし、犯罪自体は決して起きてはいけないものですし、だけれども起きてしまったときに、やはりしっかりと制度的な、いわゆるその支援の内容も含めて、当事者の方へ説明をしなければいけない、できなければいけない。それと併せてですね、心情の理解というところもやっぱり不可欠だと思うんですね。

例えば理屈だけ淡々と述べて、こういう制度ですよ、こういう制度ですよ、失礼いたしました。やはりその辺の人として、職員としてはもちろんなんですけれども、やはりその辺の寄り添った支援というの、より深めていかなければいけないということは、条例を制定した第1号の町としてというか、これはその部分も含めて真剣に取り組んでいただきたいということは、改めてこちらから要望ではないですけれども、私の気持ちとしては思います。

では、次の質問に移ります。次の質問ですが、子ども・子育て支援事業計画についてです。

この点については、一つだけ、イとして計画策定についてのみ質問をさせていただきます。

平成27年、2015年に1期5年となる坂城町子ども・子育て支援事業計画が策定され、そして、現在は第2期の計画が実行中です。ちなみに、この計画も来年度ですね、令和6年度で終了し、令和7年度、2025年度からは新しい計画、第3期計画がスタートいたします。

その計画がスタートする前ですね、町ではこの第3期計画の策定に向けてアンケート調査を実施しているということが、ホームページに書かれておりました。現在、第2期計画の中の計画書の中ですね。中の言葉に、「坂城の子は坂城で育てる」という言葉、これは同僚議員さんもよくおっしゃられるフレーズ、スローガンですけれども、切れ目のない支援による子育て環境のさらなる充実を目指すため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定したというふうにあります。今回第3期計画をつくるにあたって、以下のことをお伺いいたします。

それが第3期子ども・子育て支援事業計画の策定方針、こちらとまた第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、この策定メンバー、これは第2期も記されておりましたが、このメンバーは替わるのかということです。メンバーと言っても、そのお名前が変わるということもあるかもしれませんが、どういった立場の方がいるのか。その立場の方も変わるのかということもお聞きできればと思います。

そして次ですが、第3期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、アンケートを実施しているんですが、その内容ですね。主なもので構いません。あとはこれですね、アンケートの対象だとか、アンケートの回答期限だとか、そういったこともお聞きできればと思います。

また、これは後で詳細を述べていただくんですが、ちょっとアンケートの対象とならない学年の子どもがいらっしゃるんですね。その子どもたちもしくは世帯からの意見聴取はどうされているのか。

そして、この質問で最後ですが、その第3期の計画までのスケジュール、これについてどうなっているかお伺いをいたします。

**町長（山村君）** ただいま、山城議員さんから子ども・子育て支援事業計画についてのご質問がありました。ご質問にお答えする前に、子ども・子育てに関する施策、それに関係する少子化対策などにつきましては、非常に重要なテーマであると認識しておりまして、私も今年度、阿部知事を座長とする県の少子化・人口減少対策戦略検討会議に市長会の佐久市の柳田市長さん、

あるいは県の経営者協会の堀越副会長さん、また日本労働組合総連合会長野県連合会町田副部長さんといった方々と少人数ではありますが、議論をさせていただきました。

国において少子化対策が議論される中で、県と市町村が地域の関係者と連携して一層の取組を進めることや、今後長期にわたり継続する人口減少を前提とした社会づくりについて議論させていただいているところであります。

さて、子ども・子育て支援事業計画についてのご質問に順次お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、内閣総理大臣が定める基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、市町村が定めることとされております。

町では、平成27年度から5年間を計画期間とする第1期目の坂城町子ども・子育て支援事業計画に続き、令和元年度には令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定する中で、様々な子ども・子育て施策を推進してきたところであります。この第2期計画の計画期間が来年度をもって終期となることから、来年度中に、令和11年度までのその先の5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定することとしているところであります。

第3期計画の策定方針につきましては、来年度開催を予定している子ども・子育て会議にお諮りする中で策定を進めていく予定としておりますが、策定にあたりましては、今年度実施しているアンケート調査の結果を踏まえ、現在の第2期計画を検証するとともに、子どもや子育てを取り巻く社会的な動向や国の考え方も取り入れる中で、上位計画である第6次長期総合計画の趣旨も踏まえた計画としてまいりたいと考えております。

また、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンとした第2期計画の基本理念を引き継ぎ、現状の課題を整理し、引き続き様々な子どもへの支援の在り方や、社会全体での子育て支援の取組などについて検討してまいりたいと考えております。

ご質問のありました第3期計画の策定メンバーにつきましては、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を広くお聞きするために子ども・子育て会議を設置し、計画について協議していただくこととしております。

この坂城町子ども・子育て会議の委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者、関係団体の代表者などの方から20名程度を委嘱することとしております。

次に、計画策定に向けてのアンケート調査ですが、計画の策定にあたって、子どもの数や幼稚園、保育園、児童館などの施設利用に関する保護者の意向、子どもや保護者が置かれている環境などを踏まえて策定するため、ご質問にありましたとおり、今年度、アンケート調査を実

施しているところであります。

アンケート調査の内容といたしましては、まず、町内の未就学児童がいる世帯の保護者全員を対象として、お住まいの地区、兄弟関係などの家族状況、子育てに日常的に関わっている方や子育てについて相談できる人がいるかなど、子どもの育ちをめぐる環境をはじめ、保護者の就労状況、幼稚園や保育園、一時預かり事業の利用状況及び利用希望などを主にお聞きしております。

これに加えまして、町内の小学校1年生から3年生の児童がいる世帯に対しましては、児童館や習い事など、放課後等の居場所の現在の状況や今後の利用希望などについてもお聞きしているところであります。

なお、アンケート調査の方法につきましては、町内の保育園、幼稚園、小学校に通うお子さんにつきましては、それぞれの園や学校を通じて調査票を配布、回収させていただく形で行っており、そのほかのお子さんにつきましては調査票を郵送し、返送させていただく形で行っております。

また、それらのアンケートの対象とならない、小学4年生以上の子どもの意見聴取につきましては、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を表明する機会の確保や、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見の尊重されることなどが規定された、昨年4月施行のこども基本法の趣旨を踏まえ、今回新たな取組として、小学校4年生から中学3年生の児童及び生徒を対象に、学校で配付した1人1台端末を活用したアンケート調査を実施しております。

アンケートの内容といたしましては、放課後の過ごし方や心配事などの相談先についてなどではありますが、子どもさん本人の生の声をお寄せいただける新たな方法として興味を持っているところであります。また、アンケートとしてお寄せいただいた回答は、その内容を集計、分析する中で、必要とされる事業について、できる限り第3期計画に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、第3期計画策定までの今後のスケジュールについてであります。先ほどのアンケート調査の集計、分析を行い、幼稚園、保育園などの幼児期の教育・保育の利用や児童館や一時預かりといった地域子ども・子育て支援事業の利用の見込み及び確保方策の目標量を設定し、子育てに関する事業の推進計画と併せ、計画の骨子案を作成し、先ほど申し上げました子ども・子育て会議で協議していただいた上で成案とし、来年度末までに計画として公表したいと考えているところであります。

なお、計画策定の過程では、繰り返しになりますが、アンケートをはじめ、幅広く町民の方々や関係の方々の声をお聞きする中で、ニーズを的確に捉えた実効性のある計画にしてまいりたいと考えているところであります。

**10番（山城君）** ただいま、町長から2番の全ての質問のご答弁をいただきました。町長から

昨年6月のこども基本法について触れさせていただいたときに、やはり子どもからの意見聴取についての思いもお聞きしたわけであります。答弁の中にもアンケート調査の対象とならないご家庭については、タブレットですかね。そういったものを使いながらやっていく。しかも今回初めての取組ということで、どんなふうな回答、どんなふうにとまとまっていくかというのは、興味深いですし、楽しみと言うのは失礼かもしれませんが、期待を持っております。

やはり子どもたちも教育の主体者の1人でありますので、そういったところからも、子ども・子育て支援ということなので、支援という名がつくわけで、なかなか子どもにアンケートを取るといのはどうなんだろうというご意見も、この一般質問をするに当たって言われたりだとか、考える機会がありましたが、やはり子どもに関連する計画ですので、なるべく全ての子どもと言われる年齢の人たちから意見を頂戴する機会を設けていただいていることは感謝というか、評価できるのかなと思います。

それで、ちょっと1点。策定メンバーのことについては、お名前まではもちろん伝えられないというのは承知の上でメンバーはどんなふうになるのかとお聞きしたわけですが、例えば上田市だったかな。あと他県でも、この計画、あくまでもいろいろ調べた中では、第2期計画、つまり今進行中の計画について他市町村でどんなふうに行っているかを見たんですね。そしたらいくつかの自治体で、上田市もそうでしたけれども、ホームページでこの計画、第2期計画ですね。それについてご意見をくださいと。いわゆる一般市民、町民に向けて意見募集をしているページがいくつかありました。

もちろん、いろいろな書き方をされているホームページもありました。ある自治体では、在学者を対象にしている。あるいは、ある自治体では、小中学生としている自治体もありました。そういった形で、広く一般市民、町民、あと在学者という書き方はすごい興味がありまして、高校生を対象にしているんでしょうね。なので、子ども計画ですので18歳までが対象になるということを考えれば、それもそうだなということも私は率直に思ったわけです。

つまり、そういった坂城町として、第3期計画にはもしかしたら間に合わないかもしれませんが。でも今後、ちょっとそれるかもしれませんが、やっぱりそういう広く意見を募集する機会を設けられないかということが一つ。

そして二つ目が、公募の委員というのも設けてもいいのではないかと考えています。坂城町はいろいろな審議会とか、町民が委員さんとなる機会があると思うんですが、その公募もできないのかなというのが率直な疑問として思ったわけですが、その二つ。ホームページ等で意見の募集ができないかということと、公募の委員というのを設けられないかということも併せて再質問をいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 計画策定に対しまして広く意見を取る、また計画策定の委員を公募することは考えていないかとの再質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、関係者の方のいろいろなご意見をお聞きすること、また、審議会等を設置している場合には、その意見を聞かなければならないとされていることから、先ほどの答弁にもありましたように、町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者をはじめ、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係るまさに子どもの当事者の意見をそれぞれの視点から広くお聞きをしていることとしております。

その委員の公募につきましては、現時点では考えておりませんが、引き続き様々な方々の意見が計画に反映され、より実効性のある計画となるよう、意見聴取などの方法につきましては、今後他の自治体などの方策などを見ながら研究していきたいと考えております。

**10番（山城君）** 再質問について、担当課からご答弁をいただきました。なかなか公募を設けるというのはなかなかハードルが高いなとは思いますが、やはりメンバーがある意味増えるわけですし、単純にどういったメンバーで議論をするかというところまで関わる話ですので、答弁はおおむね予想できたわけですが、県と比較しては何ですが、例えば県に関して言うと、私も県の事業に関わっていた者として、かなりの計画だとか、計画数が町とは全然違いますので、委員を公募するパターンが多いんですよ。単純比較なので、理解不足があったら申し訳ないですが、どんどん坂城町としても、ここに関係することはこの関係者だけではないけれども、その幅広くと言いながら、ある種決められた方々だけで議論するのではなく、関心のある方を委員に入れて、どんなふうになっていくんだろうというのも、これから町として議論していかないと、私も若い高校生だとか大学生と意見するとき、なかなかそういう意見なんかがないというのは言うんですよ。だからやっぱり公募するという意味は、結果的にゼロ。子ども・子育て支援事業計画についても、アンケート募集をしたけれどもゼロだったということが実はありました。でも、ゼロという回答が出たことが大事で、やっぱりみんなに聞いているんですよという姿勢は、これからの自治体はすごい問われていると思うんです。それがちょっとどうしても伝えたくてこの質問をしたと言っても過言ではないんですね。なので、そこは改めて、この計画に限らず、町としても考えていっていただきたいというのは、要望ではなく提案として述べさせていただきます。

そして、この質問として簡単にまとめますけれど、コロナも昨年法律の改正があってインフルエンザと同じになったと。そして21世紀になって20年以上経過して、時代も令和になって、いろんな考え方があるということ为先ほど申し上げましたが、やっぱり考え方をシフトチェンジだとかバージョンアップだとか、グレードアップだとかいろいろ言う方がいますけれども、そういうふうに町も進化していかなければ、昔がこうだったからだとか、以前がこうだったからだとかというのは、参考にはなるけれども、それにがんじがらめになってはいけないと思っています。

ちょっと私も、なかなか話合いの中で難しい場面がいくつかあって苦労することがあるんで

すけれども、町としても、先ほど同僚議員からもいろいろ町へ提案がありましたが、いい町にするために、いいものは残しつつ、そうでないものは改めていくということも、やっぱりこれから町はしていかないと、今いる10代、20代がやっぱりちょっと厳しめな意見を言っているというのは、耳が痛いのは私もそうですけれども、それをしっかり町としても取り組んでいていただきたいという若干蛇足になりましたけれども、それを伝えまして、今回の一般質問は終わりにします。以上です。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時51分)